

特記仕様書

- 1 車種
湿塩散布車 1台
- 2 納入期限
平成31年9月30日
- 3 納車場所
綾部雪氷基地（京都府綾部市七百石町地内）
- 4 登録手続き
新規登録の申請、検査、その他諸手続きについては、その業務を代行すること。
- 5 その他
 - 1) 輸送費等納車場所渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。
 - 2) 登録手續代行費用は含むものとする
 - 3) 自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金の各費用については、入札金額対象とせず、別途支払うものとする。
 - 4) 湿塩散布車（京都800は388）の下取り廃車費用を含むものとする。

図-2 道路公社標識

○ 公社マークの大きさ

直径 180mm程度として下さい。(大型車は250mm)

○ 公社マーク位置

白帯の中心に「KYOTO」の文字中心を合わせて下さい。

○ 公社マーク色

「KYOTO」は、白色として下さい。

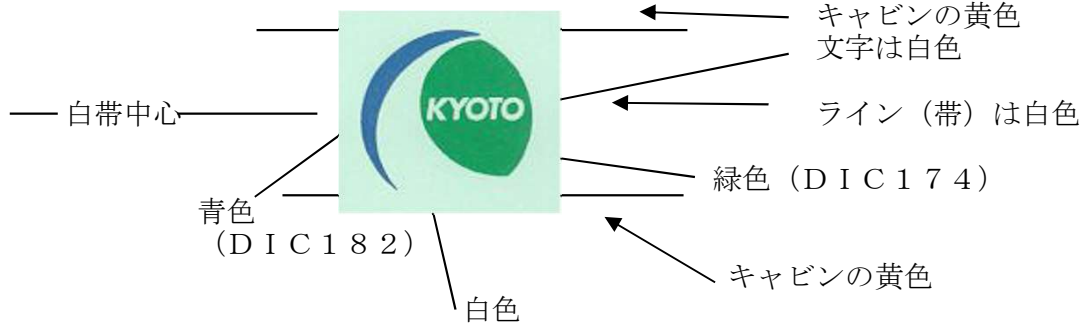
「



白帯；150mm

は、白色として下さい。」

(参考)

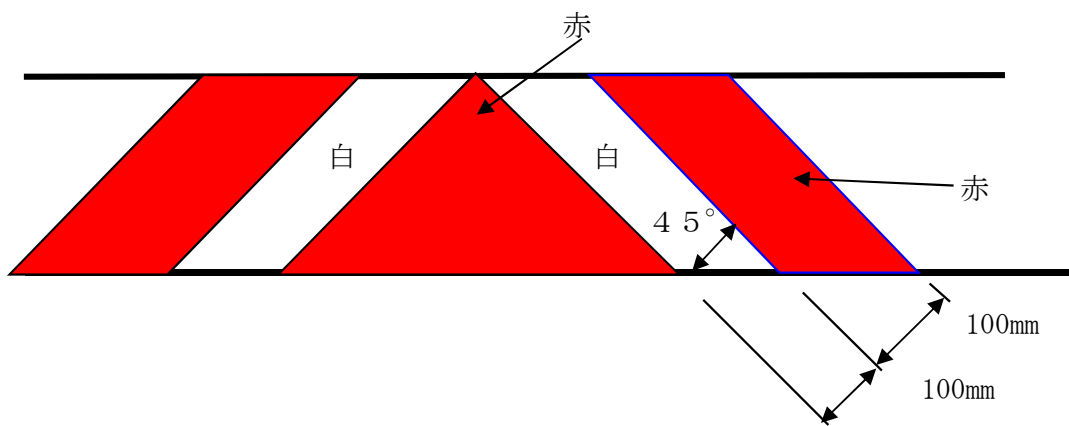


○ 京都府道路公社の字体

側面に付ける場合は、80mm角、4t以上は100mm角でゴシック体
背面に付ける場合は、40mm角

図-1 道路維持作業用自動車（道路巡回車・標識車等）バンパー用縞模様

(単位：mm)



(単位：mm)

特記仕様書

(除雪車、標識車、高所作業車、湿塩散布車共通)

各機種の仕様書による他、次の各号によるものとする。

1. 塗装仕様

- (1) 車体の塗装は黄色 (U 2 2 - 8 0 X) マンセル値 2. 5 Y 8 / 1 4 相当とする。
- (2) 窓下部の高さの位置に巾 1 5 cm の白帯を全体にわたって水平に入れ、車体前後のバンパーには原則として図-1 に示す赤色の縞を入れるものとする。縞模様の基準点は、バンパー及びリヤゲートの中心下部とする。
- (3) 車体に図-2 により道路公社標識を表示するものとする。

2. 黄色灯火等の取付位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取り付けるものとする。

3. 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。

なお、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税(必要な機種のみ)」の加入については「乙」が行い、車両納入後「甲」に請求するものとする。

4. 製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。(提出図書一覧表を添付)

- (1) 担当者一覧表 (社内体制)
 - (2) 納入工程表
 - (3) 打合せ記録要領
 - (4) 塗装要領書
- ※過去の同規格の納入機で道路維持作業に多大な支障を来す障害があったものに関しては、故障の原因・対応策について報告するものとする。

5. 建設機械履歴簿 (A4 版) には、以下の必要事項を記入するものとする。

- (1) 規格、形式 (メーカー呼称) 及び主仕様
 - (2) 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製造年月日
- ただし、装置を有する車両の場合は、車体と装置それぞれについて記入するものとする。

6. 次に示す写真を提出するものとする。サイズはカラー・サービス版とするが、デジタルカメラ撮影のものでも可とする。

- (1) 建設機械履歴簿写真 (車両の前後、左右両側面)
- (2) 検収写真 (車両の前後、左右両側面、付属品)
- (3) 機械台帳写真 (車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、真横)

7. 次の維持管理資料を提出する。

- ・ 部品価格表
- ・ 点検シート (日常、1 ヶ月、1 2 ヶ月)

- ・同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）
- ・オイル交換基準一覧表

8. 日常的なメンテナンスに必要な足がかり、手すりを設け、また滑り止め等の安全措置を講ずること。
9. 除雪装置の回転部分またはプラウ全面等は赤色塗装とする。
10. バッテリー充電器接続用の端子（液面センサー、ヒューズ付）を有するものとする。
11. バッテリー周辺部に「バッテリーカットスイッチ」を取り付けるものとする。なお、スイッチは蓋付きケースに収めるものとする。
12. 稼働記録計を有しない車種であっても、運転室まで稼働記録計用配線を用意するものとする。
13. 納入場所において行う完成検査の他、納入前に工場等において中間検査を実施することがある。また中間検査の結果を完成検査時に提出すること。
14. 道路維持作業車届けについて、納入時に本申請済であること。
15. 納入場所等において、当該調達機械の運転及び取扱等について十分な知識を有する技術者を派遣の上、機器運転取扱説明の他、維持管理方法についても技術指導を行うものとする。また、終了後、確認証を発行するものとする。
16. 仕様書記載の「保証」は契約者及び製作会社の保証とする。
17. 前各号で必要となる一切の経費は「乙」の負担とする。
18. 仕様書に記載のない事項及び機械形状に等より、文字位置・寸法・表示箇所等の変更が必要な場合については、京都府道路公社管理事務所担当者と協議の上で決定するものとする。
19. 道路運送車両法第63条の3第1項(改善措置の届け出等)の規定に違反したことにより、京都府の「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」の契約に関し、**公告**日現在で指名停止措置を受けているものが製造する車両については、本調達においては、「仕様書」概要中の「信頼性」を有さないものとする。